

## 生活保護制度における介護扶助について

# 生活保護制度における介護扶助について

京都府健康福祉部福祉・援護課

## 1 介護扶助の概要

### 1 介護扶助の対象者及び給付内容

#### (1) 対象者

生活保護受給者で介護保険法に規定する要介護状態又は要支援状態にある者

#### (2) 給付内容と給付方法

給付内容	給付方法
居宅介護・施設介護 介護予防	指定介護機関に委託して現物給付する。(介護を軽減する。)
福祉用具・住宅改修 介護予防福祉用具 介護予防住宅改修	金銭給付し、償還払いされる介護保険給付は返還請求する。
移送	保険給付による送迎が行われない場合等について必要な交通費を金銭給付する。

### 2 介護扶助の介護方針及び介護報酬

(1) 指定介護機関の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。

(2) 介護保険給付の対象とならない支給限度額を超えるサービス等については、給付が認められません。

・参考 「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬」

・原則として、要介護被保護者の「ユニット型個室」「ユニット型準個室」「従来型個室」への入所は、認められません。

ただし、平成23年度から社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の対象が生活保護受給者に拡充されたことにより、施設事業者が同事業を活用すること等により、生活保護受給者の利用者負担の全額が軽減（免除）されれば、生活保護受給者も介護保険施設の個室等の利用が可能となります。

### 3 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係

介護保険の被保険者については、介護保険の給付が行われるため、生活保護の補足性の原理により、保険給付が優先し保険給付が行われない自己負担分が介護扶助の対象となります。

40歳以上65歳未満の生活保護受給者で医療保険に未加入の者は、介護保険の加入要件に該当せず加入できないので、介護サービス費は他法他施策による給付がない限り、原則として介護扶助からの給付となります。

		40歳以上65歳未満の者	65歳以上の者
医療 保険	未加入者	介護保険の被保険者以外の者 (介護扶助10割)	第1号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)
	加入者	第2号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)	

#### 4 居住費(滞在費)及び食費の負担について

【介護保険+介護扶助】

区分	サービスの種類		費用の負担方法		
	区分	居室の種類	被保護者負担限度額	基準費用額と負担限度額の差	
第1号被保険者及び第2号被保険者	入所	食費	介護扶助 300円/日	介護保険で給付 (特定入所者介護サービス費) ◇参考:基準費用額 食費 1,380円/日 居住費 多床室 370円/日 従来型個室 老健・療養型 1,640円/日 特養 1,150円/日 ユニット型準個室 1,640円/日 ユニット型個室 1,970円/日	
		居住費	多床室		負担なし 0円
			※従来型個室		老健・療養型 490円/日 特養 320円/日
			※ユニット型準個室		490円/日
			※ユニット型個室		820円/日
			※原則、多床室入所(個室入所は不可) ※例外的に入所を認めた場合のみ、福祉事務所払いの介護扶助 ※連合会へ公費請求された場合は返戻となります。		
	短期入所	食費	利用者負担 300円/日	利用者負担	
		滞在費	多床室		負担なし 0円
			従来型個室		}
			老健・療養型施設		
特養	320円/日				
ユニット型準個室	490円/日				
ユニット型個室	820円/日				
通所 (小規模多機能含む)	食費	全額利用者負担(補足給付なし)			
グループホーム	食材料費等	全額利用者負担(補足給付なし) ※家賃は住宅扶助基準内でなければ入居不可			
	家賃				

【介護扶助のみ】

区分	サービスの種類		費用の負担方法		
	区分	居室の種類	被保護者負担限度額	基準費用額と負担限度額の差	
医療保険の被保険者以外(40歳未満)	入所	食費	介護扶助 1,380円/日	介護扶助 370円	
		居住費	多床室		負担なし 0円
			※従来型個室		老健・療養型 1,640円/日 特養 1,150円/日
			※ユニット型準個室		1,640円/日
			※ユニット型個室		1,970円/日
			※原則、多床室入所(個室入所は不可) ※例外的に入所を認めた場合のみ、福祉事務所払いの介護扶助 ※連合会へ公費請求された場合は返戻となります。		
	短期入所	食費	利用者負担 300円/日	福祉事務所払いの 介護扶助 額は保険併用の介護保険 給付(特定入所者介護サ ービス費)相当額	
		滞在費	多床室		負担なし 0円
			従来型個室		}
			老健・療養型施設		
特養	320円/日				
ユニット型準個室	490円/日				
ユニット型個室	820円/日				
通所 (小規模多機能含む)	食費	全額利用者負担(補足給付なし)			
グループホーム	食材料費等	全額利用者負担(補足給付なし) ※家賃は住宅扶助基準内でなければ入居不可			
	家賃				

小規模多機能型居宅介護の「泊まり」の「食費・宿泊費」は、保険資格に関わらず、全額利用者負担となります。

○太枠内が介護扶助で給付する部分。(入所の個室等の居住費は、例外的に入所を認めた場合に限る)

○特に記載のない「介護扶助」は、京都府国民健康保険連合会へ公費請求してください。

福祉事務所払いの介護扶助は、福祉事務所に直接請求してください。

○利用者負担は、利用者へ直接請求してください。(介護扶助は給付されません)

○記載した基準費用額等について、実際の額が当該額を下回る場合はその額となります。

## 5 介護保険の被保険者以外の者の要介護認定又は要支援認定

介護保険の被保険者以外の者（介護扶助10割給付対象者）は、介護保険制度の被保険者ではないため、福祉事務所から居宅介護支援事業者等に訪問調査票の作成を、指定医療機関に主治医意見書の作成を依頼し、認定審査会に認定審査を委託します。

訪問調査を依頼する居宅介護支援事業者等は、当該市と訪問調査の委託契約を締結する必要があります。

## 6 居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画作成上の留意点

### (1) 指定介護機関による居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成

生活保護受給者の居宅介護支援計画又は介護予防支援計画（以下「居宅介護支援計画等」という。）を作成する居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業者等」という。）は、原則として生活保護法に基づく指定介護機関の指定を受けていることが必要です。

なお、介護保険の被保険者以外の者の居宅介護支援計画等の作成については、次の(2)「介護扶助の程度」なお書き以降の介護扶助の適用範囲に御留意ください。

### (2) 介護扶助の程度

居宅介護又は介護予防に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内となります。

他市町村の地域密着型サービス等（居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限られます。

なお、介護保険の被保険者以外の者（介護扶助10割給付対象者）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付が介護扶助に優先して適用されます。

介護保険の被保険者以外の介護扶助の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額となります。

ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス（自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス（訪問看護等））を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助による必要最低限度のサービス給付を行うことができます。

### (3) 居宅サービス事業者の利用

生活保護受給者は特段の事情がない限り、別途交通費が必要となる居宅サービス事業者の利用は認められません。

## 2 介護扶助の給付と介護報酬の請求

### 1 介護扶助の給付決定と介護券送付

#### (1) 介護扶助の給付決定

生活保護受給者が居宅介護及び介護予防サービス（以下「居宅介護サービス等」という。）並びに施設介護サービスを必要とする場合は、介護扶助の給付を福祉事務所へ申請します。

介護保険の被保険者が、居宅介護サービス等の申請を行う場合には、申請時に要介護認定又は

要支援認定（以下「要介護認定等」という。）結果及び居宅介護支援計画等の写しを添付する必要があります。（被保険者以外の者については、申請時に当該書類の添付の必要はないが、介護扶助の決定に際し、居宅介護支援計画等の写しが必要となります。）

福祉事務所は、要介護認定等結果及び居宅介護サービス計画等に基づいて介護扶助を決定し、決定された介護扶助のサービス提供事業者に「介護券」（例：資料1）を送付します。

介護サービスが変更される場合は、居宅介護支援事業者等から速やかに福祉事務所に連絡してください。

※ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。

## (2) 居宅介護支援計画等の写しの提供

福祉事務所が生活保護受給者の同意を得て、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに居宅介護支援計画等の写しの交付を依頼した場合は、福祉事務所に提供してください。

また、福祉事務所が交付を依頼したのちに介護サービスが変更される場合も提供してください。なお、サービス利用票、同別表（居宅介護支援計画兼サービス利用票を含む）を作成されている場合にあっては、介護券の発券等を円滑に行うため、サービス利用票、同別表の写しを提出いただきますよう御協力下さい。（サービス利用票、同別表に記載されない居宅療養管理指導等については、別途、福祉事務所まで御連絡いただきますようお願いいたします。）

## 2 介護券について

介護券は月単位で発行し、サービス提供事業者に送付します。

サービス提供事業者は、介護サービスの提供にあたって毎月、当該月の「介護券」を確認し、「介護券」から必要事項を介護給付費明細書に転記してください。また、「介護券」には、利用中のサービスが全て記載されていることを併せて御確認ください。

「介護券」に本人支払額の記載がある場合は、記載の額を本人から徴収してください。

施設入所者で本人支払額が15,000円を超える場合は、例：資料2の記載の方法により介護報酬請求明細書を記載してください。

必要な「介護券」が到着しない場合は、所管の福祉事務所に御連絡ください。

## 3 介護扶助の介護報酬の請求

福祉事務所から送付される介護券の記載事項を介護報酬請求明細書に転記し、京都府国民健康保険団体連合会へ本人負担分を公費請求してください。

なお、介護報酬（居住費（滞在費）及び食費を除く）について、介護保険被保険者の場合には、高額介護サービス費の適用により、介護扶助での負担は、月額15,000円が限度となります。

また、居住費（滞在費）及び食費の請求については、1介護扶助の概要の4居住費（滞在費）及び食費の負担についての一覧表のとおりです。介護報酬請求明細書の記載方法は、例：資料2を参照してください。

## 4 介護保険給付費の公費請求について

生活保護（介護扶助）制度は他法優先ですので、生活保護受給者が生活保護の他に公費請求できる制度の適用を受けている場合は、他の公費制度の公費請求を生活保護に優先して行ってください。

生活保護受給者が生活保護の他に公費請求できる制度の適用を受けている場合は「介護券」の備考欄にその旨の記載があります。

備考欄に「その他」が「あり」とだけ記載されている場合は、福祉事務所に適用されている他の公費制度の内容を御確認ください。

公費請求の対象となるサービスについては、「介護保険給付費等にかかる請求要領」（京都府国民健

康保険団体連合会編)を参照してください。

#### 5 介護施設入所者及び短期入所者の居住費(滞在費)及び食費の負担限度額の減額認定について

介護保険の被保険者である生活保護受給者が、居住費(滞在費)及び食費の利用者負担限度額の減額を受け、利用者負担第1段階で介護報酬を請求するためには、生活保護受給者が「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けていることが必要です。

介護施設に入所(短期入所含む)した介護保険の被保険者である生活保護受給者が「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けていない場合は、各市区町村の担当窓口への申請手続きに御援助・御協力をお願いいたします。

### 3 介護扶助関連の給付

#### 1 介護保険料の対応

普通徴収対象者には介護保険料加算を計上し、特別徴収対象者は、特別徴収相当額を年金収入から控除します。(生活保護上、保障される生活水準に変動はありません。)

#### 2 施設入所者の基準生活費

介護施設入所者基本生活費と介護施設入所者加算を支給します。(介護施設入所者加算は他の加算と重複調整します。)

### 4 指定介護機関の指定申請手続き

生活保護受給者に介護サービスを提供するには、事業者が生活保護法による指定介護機関の指定を受けていることが必要です。

なお、指定は各サービス(事業者)の種類ごとに必要です。(要支援者に対するサービスは、「介護予防」の指定が必要です。)

#### 1 指定介護機関の指定基準

(1) 介護保険法の指定又は許可を受けているものであって介護扶助のための介護に理解を有していることと認められること。

(2) 指定介護機関担当規程に従って適切に介護サービスを提供できると認められること。

※ 介護を担当させる機関として著しく不相当と認められる場合は、指定しないことができる。

#### 2 指定申請書の提出

指定介護機関の指定を受けるには、「指定申請書」を提出して指定申請をしてください。

京都市内以外の事業者は所在地を所管する京都府各広域振興局健康福祉部保健所(山城北保健所綴喜分室を含む。)へ、京都市内の事業者は各区の福祉事務所へ提出してください。(別紙:提出先一覧)

#### 3 生活保護法の一部を改正する法律等の施行に伴う変更点

生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号。以下「改正法」という。)が平成26年7月1日から施行されたことに伴い、指定介護機関の指定の申請等手続きが変更されました。

施行日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関すべてについて、生活保護法による指定を受けたものとみなし、当該介護機関については、介護保険法による指定の取消し等があった場合には、生活保護法による指定の効力についても失効するものとなります。

ただし、介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、生活保護法の指定を不要とする別段の申出をしたときは、

生活保護法による指定を受けたものとはみなさないものとなります。

なお、旧生活保護法の規定による指定を受けていた指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされています。

# 中国残留邦人等に対する介護支援給付について

京都府健康福祉部福祉・援護課  
京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課

## 1 概要

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）」の一部が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から新たな支援給付制度が開始されております。

この支援給付制度については、生活保護法の例により実施することとされています。

## 2 介護機関の指定について

法施行以前から生活保護法による指定を受けていた介護機関は、中国残留邦人等支援法についても指定を受けたものとみなされます。法施行（平成 20 年 4 月 1 日）以降、新たに生活保護法による指定を申請する場合は、併せて、中国残留邦人等支援法による指定を申請していただくこととなります。

## 3 介護支援給付について

(1) 基本的には生活保護法による介護扶助と同様の給付内容及び方式（介護券等による現物給付方式）となり、介護機関からの請求方法も同様です。各市からお送りする介護券に基づき、国保連合会を通して介護報酬を請求してください。

### (2) 留意事項

支援給付受給者の介護券等は、本人の申請に基づき、各市から介護機関に直接郵送します。介護券が届かない場合は福祉事務所に問い合わせてください。

## 4 介護保険被保険者以外の者の支援給付受給者

「生活保護制度における介護扶助について」3 の例により、40 歳以上 65 歳未満の支援給付受給者で医療保険に未加入の者は、そのサービス費用等の全額が支援給付により賄われます（介護支援給付 10 割対象者）。

## 5 被支援者の介護保険施設のユニット型個室等への入居について

居住費については、介護支援給付費の支給対象とはなりません。介護支援給付費で対応しなくても入所が可能な場合については入所を認めています。（以下の場合が想定されます）

- (1) 自治体の単独事業等により居住費の利用者負担が免除される場合
- (2) 施設側が利用者の収入の状況等にかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合（「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の実施等）
- (3) 多床室との差額を支援給付受給者本人が負担する場合（生活保護とは異なる取扱い）

## 参 考

### ○ 指定介護機関介護担当規程（平成12年3月31日 厚生省告示第191号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のとおり定め、平成12年4月1日から適用する。

#### （指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

#### （提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

#### （介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

#### （援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

#### （証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

#### （介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

#### （帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

#### （通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

## 参 考

- 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬（平成12年4月19日 厚生省告示第214号 平成20年3月31日 一部改正 厚生労働省告示第172号 平成24年 厚生労働省告示第181号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条 第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみな

された場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

(例：資料1 介護券)

生活保護法介護券 ( 年 月分)

公費負担者番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単独・併用	
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ) 氏名		生年月日	性別	
		1. 明・2. 大・3. 昭 年 月 日生	1. 男 2. 女	
要介護状態等区分	要支援・1・2・経過的要介護・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで		
居住地				
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居宅介護予防	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	居宅介護予防	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護	
		施設介護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設	
		居宅介護支援 介護予防支援	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援	
		本人支払額	円	
地区担当員名	取扱担当者名			
	福祉事務所長 印			
備考	介護保険		ありなし	
	その他			

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとする。

## 指定介護機関「指定申請書」提出先

名 称	住 所	電 話 番 号
京都府山城広域振興局乙訓保健所	向日市上植野町馬立8	075-933-1154
京都府山城広域振興局山城北保健所綴喜分室	京田辺市田辺明田1	0774-63-5747
京都府山城広域振興局山城南保健所	木津川木津上戸18の1	0774-72-0208
京都府南丹広域振興局南丹保健所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363
京都府中丹広域振興局中丹東保健所	舞鶴市倉谷村西1499	0773-75-0856
京都府中丹広域振興局中丹西保健所	福知山市篠尾新町1の91	0773-22-3903
京都府丹後広域振興局丹後保健所	京丹後市峰山町丹波小字中嶋855	0772-62-4302
京都市北福祉事務所	京都市北区紫野東御所田町33-1	075-432-1181
京都市上京福祉事務所	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町289	075-441-0111
京都市左京福祉事務所	京都市左京区吉田中阿達町1	075-771-4211
京都市中京福祉事務所	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-812-0061
京都市東山福祉事務所	京都市東山区清水五丁目130-8	075-561-1191
京都市山科福祉事務所	京都市山科区柳辻池尻町14-2	075-592-3050
京都市下京福祉事務所	京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608-8	075-371-7101
京都市南福祉事務所	京都市南区西九条南田町1-3	075-681-3111
京都市右京福祉事務所	京都市右京区太秦下刑部町12	075-861-1101
京都市西京福祉事務所	京都市西京区上桂森下町25-1	075-381-7121
京都市洛西福祉事務所	京都市西京区大原野東境谷町2-1-2	075-332-8111
京都市伏見福祉事務所	京都市伏見区御駕籠町91	075-621-6660
京都市深草福祉事務所	京都市伏見区深草向畑町93-1	075-642-3101
京都市醍醐福祉事務所	京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-0003

※不明な点等についてのお問い合わせ先

- ・ 上記提出先
- ・ 京都市内以外の事業者 京都府健康福祉部福祉・援護課(TEL075-414-4620・4564)
- ・ 京都市内の事業者 京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課(TEL075-251-1175)

○介護給付費請求明細書の記載例

(平成17年10月版)

(資料2)

本記載例は、京都府国民健康保険団体連合会に請求される介護扶助費についてのものであり、福祉事務所払いの介護扶助費の請求については、所管の各福祉事務所にお尋ねください。

<例 1>

(1)介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、多床室に30日間(1ヶ月間)入所。

利用者は生活保護併給受給者(介護保険被保険者)で、要介護状態は要介護3であり、福祉事務所発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付要項細目	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要		
	保健施設Ⅱ3	5 2 1 3 3 1		9 0 3	3 0	2 7 0 9 0	3 0	2 7 0 9 0	1	
合計						2 7 0 9 0		2 7 0 9 0		

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 7 0 9 0	2 7 0 9 0		
	②点数・単位数単価	1 0 0 0 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	9 0 /100	1 0 0 /100	/100	/100
	④請求額(円)	2 4 3 8 1 0	1 2 0 9 0		
⑤利用者負担額(円)		0	1 5 0 0 0		

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1 1 3 8 0		3 0 0 3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0	3 0		9 0 0 0	
	保健施設多床室	5 9 5 2 2 4 3 2 0		0 3 0	9 6 0 0	9 6 0 0	0		0	
	合計				5 1 0 0 0				9 0 0 0	0
						保険分 請求額(円)	4 2 0 0 0	公費分 請求額	8 0 0 0	公費分本人負担月額 1 0 0 0

※介護保険の被保険者である被保護者に係る介護券による本人支払額は、15,000円までを本体報酬にかかる公費本人負担額に充当し、残額がある場合には、その額を特定入所者介護サービス費における公費本人負担額に充当します。

<例 2>

(2)介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、ユニット型個室に30日間(1ヶ月間)入所。

利用者は生活保護併給受給者(介護保険被保険者)で、要介護状態は要介護3であり、福祉事務所発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付説明細額	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	ユニット保施 I 3	5 2 1 4 3 1	7 9 1 3 0	2 3 7 3 0	3 0	2 3 7 3 0	3 0	2 3 7 3 0
	合計				2 3 7 3 0		2 3 7 3 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 3 7 3 0	2 3 7 3 0		
	②点数・単位数単価	1 0 0 0 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	9 0 /100	1 0 0 /100	/100	/100
	④請求額(円)	2 1 3 5 7 0	8 7 3 0		
	⑤利用者負担額(円)		1 5 0 0 0		

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1 1 3 8 0	3 0 0 3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0 3 0		9 0 0 0			
	保健施設ユニット型個室	5 9 5 2 2 1 1 9 7 0	8 2 0 3 0	5 9 1 0 0	3 4 5 0 0				2 4 6 0 0	
	合計			1 0 0 5 0 0				9 0 0 0	2 4 6 0 0	
				保険分 請求額(円)	6 6 9 0 0	公費分 請求額	8 0 0 0		公費分本人負担月額	1 0 0 0

※被保護者は、介護保険施設において、原則多床室に入所することになっているが、例外的に福祉事務所に認められ多床室以外の居室に入所する場合で、かつ介護保険の被保険者である被保護者の場合の居住費については、特定入所者介護サービス費欄に費用単価と負担限度額の差額を保険請求として、また、福祉事務所より施設に支給される負担限度額に相当する額を利用者負担額として、明細書に記載します。

※居住費に係る利用者負担額相当額は、直接福祉事務所に請求してください。なお、介護保険の被保険者でない被保護者の場合は、費用単価に相当する額を福祉事務所において請求を受け、直接支給しますので、京都府国民健康保険団体連合会へ請求する請求明細書への記載は行わないでください。

<例 3>

(3)介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、多床室に30日間(1ヶ月間)入所。

利用者は生活保護単独受給者(介護保険被保険者でない)で、要介護状態は要介護3であり、福祉事務所発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	保健施設Ⅱ3	5 2 1 3 3 1		9 0 3	3 0	2 7 0 9 0	3 0	
合計					2 7 0 9 0		2 7 0 9 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 7 0 9 0	2 7 0 9 0		
	②点数・単位数単価	1 0 0 0 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	0/100	1 0 0/100	/100	/100
	④請求額(円)		0 2 5 4 9 0 0		
	⑤利用者負担額(円)		0 1 6 0 0 0		

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0		3 0	4 1 4 0 0		3 0	4 1 4 0 0	
	保健施設多床室	5 9 5 2 2 4	3 2 0		3 0	9 6 0 0		3 0	9 6 0 0	
	合計					5 1 0 0 0			5 1 0 0 0	
						保険分 請求額(円)		公費分 請求額	5 1 0 0 0	公費分本人負担月額 0

※生活保護単独受給者においては、介護保険施設の特定入所者介護サービス費は、全額公費負担となります。ただし、居住費にかかる特定入所者介護サービス費は、居室区分が多床室の費用のみ、京都府国民健康保険団体連合会への請求対象となります。

<例 4>

(4)介護老人保健施設(様式第9)のサービスにて、ユニット型個室に30日間(1ヶ月間)入所。

利用者は生活保護単独受給者(介護保険被保険者でない)で、要介護状態は要介護3であり、福祉事務所発行の介護券により本人支払額が16,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	ユニット保Ⅰ3	5 2 1 4 3 1		7 9 1	3 0	2 3 7 3 0	3 0	
合計					2 3 7 3 0		2 3 7 3 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①点数・単位数合計	2 3 7 3 0	2 3 7 3 0		
	②点数・単位数単価	1 0 0 0 円/単位		10円/点	10円/点
	③給付率	0/100	1 0 0/100	/100	/100
	④請求額(円)		0 2 2 1 3 0 0		
	⑤利用者負担額(円)		0 1 6 0 0 0		

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0		3 0	4 1 4 0 0		3 0	4 1 4 0 0	
	合計					4 1 4 0 0			4 1 4 0 0	
						保険分 請求額(円)		公費分 請求額	4 1 4 0 0	公費分本人負担月額 0

※被保護者は、介護保険施設において、原則多床室に入所することになっているが、例外的に福祉事務所に認められ多床室以外の居室に入所する場合で、かつ介護保険の被保険者ではない被保護者の場合の居住費については、費用単価に相当する額を福祉事務所において請求を受け、直接支給しますので、京都府国民健康保険団体連合会へ請求する請求明細書への記載は行わないでください。

<例 5>

(5) 短期入所生活介護(様式第3)のサービスにて、月初より30日間ユニット型個室に滞在。

利用者は生活保護併給受給者(介護保険被保険者)で、要介護状態は要介護3であり、福祉事務所発行の介護券により本人支払額が15,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	併工短期生活Ⅰ3	2 1 2 4 3 1		7 6 6	3 0	2 2 9 8 0	3 0	
合計								
					2 2 9 8 0		2 2 9 8 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①計画単位数	2 2 9 8 0			
	②限度額管理対象単位数	2 2 9 8 0			
	③限度額管理対象外単位数				
	④給付単位数	2 2 9 8 0	2 2 9 8 0		
	⑤単位数単価	1 0 0 0円/単位		10円/単位	10円/単位
	⑥給付率	9 0 / 100		/ 100	/ 100
	⑦請求額(円)	2 0 6 8 2 0		7 9 8 0	
	⑧利用者負担額(円)			1 5 0 0 0	

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	短期生活食費	5 9 2 1 1 1	1 3 8 0	3 0 0	3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0			9 0 0 0
	短期生活ユニット型個室	5 9 2 1 2 1	1 9 7 0	8 2 0	3 0	5 9 1 0 0	3 4 5 0 0			2 4 6 0 0
	合計									
							1 0 0 5 0 0			
							保険分 請求額(円)	6 6 9 0 0	公費分 請求額	公費分本人負担月額

※短期入所生活介護及び短期入所療養介護(ともに介護予防かかるものを含む)にかかる食費及び滞在費は、介護扶助(公費)の対象とはなりません。利用者負担額は、利用者本人に請求してください。

<例 6>

(6) 短期入所生活介護(様式第3)のサービスにて、月初より30日間多床室に滞在。

利用者は生活保護単独受給者(介護保険被保険者でない)で、要介護状態は要介護3であり、福祉事務所発行の介護券により本人支払額が15,000円である場合の記載内容

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	併設短期生活Ⅱ3	2 1 2 1 3 5		8 3 0	3 0	2 4 9 0 0	3 0	
合計								
					2 4 9 0 0		2 4 9 0 0	

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療	公費分特定治療
	①計画単位数	2 4 9 0 0			
	②限度額管理対象単位数	2 4 9 0 0			
	③限度額管理対象外単位数				
	④給付単位数	2 4 9 0 0	2 4 9 0 0		
	⑤単位数単価	1 0 0 0円/単位		10円/単位	10円/単位
	⑥給付率	0 / 100	1 0 0 / 100		/ 100
	⑦請求額(円)		0	2 3 4 0 0	
	⑧利用者負担額(円)			1 5 0 0 0	

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額	
	未記入										
	合計										
							保険分 請求額(円)		公費分 請求額		公費分本人負担月額

※生活保護単独受給者においては、短期入所(介護予防にかかるものを含む)の特定入所者介護サービス費の請求欄は記入しません。特定入所者介護サービス費の保険請求相当額は、直接福祉事務所に、利用者負担相当額は、利用者本人に請求してください。

## 介護給付費の返還処理方法について

I. 介護給付費の返還処理方法

京都府の美地指導により、介護保険事業所が自主返還される場合、過誤申立書（給付実績の取り下げ）を保険者経由で国保連合会に提出し、過誤調整処理を行います。  
 なお、保険者が京都市の場合は、過誤申立書の作成前に京都市介護保険課と返還方法等についての調整を行ってください。

1. 自主返還処理の流れについて

- (1) 京都市は、自主返還の指示を該当事業所に行う。
- (2) 事業所は、自主返還の結果（自主返還の内容）を保険者へ報告するとともに、返還に係る過誤申立書を作成し、保険者介護保険課に提出する。
- (3) 保険者は、事業所から提出のあった過誤申立書を、毎月20日までに国保連合会へ提出する。
- (4) 国保連合会は、申立書に基づき過誤調整を行い、その結果を事業所及び保険者へ審査月の翌月に通知する。
- (5) 事業所は、国保連合会からの結果通知に基づき、サービス利用者にも利用者負担の返還を行う。

2. 具体的な処理方法

(1) 過誤申立による給付実績の取り下げ

返還処理は、過誤申立書による給付実績の取り下げと、必要に応じた再請求が基本となります。  
 事業所は、書面または、「識別番号1731:過誤申立情報」(データ)のいずれかで過誤申立書を保険者に提出し、保険者は毎月20日までに国保連合会に過誤調整を依頼します。事業所は、翌月の支払情報の「過誤決定通知書」で処理されたことを確認後、必要に応じて翌月、正しい請求明細書で請求を行います。  
 なお、過誤申立書は保険者により提出期限が異なりますので、該当保険者にご確認ください。

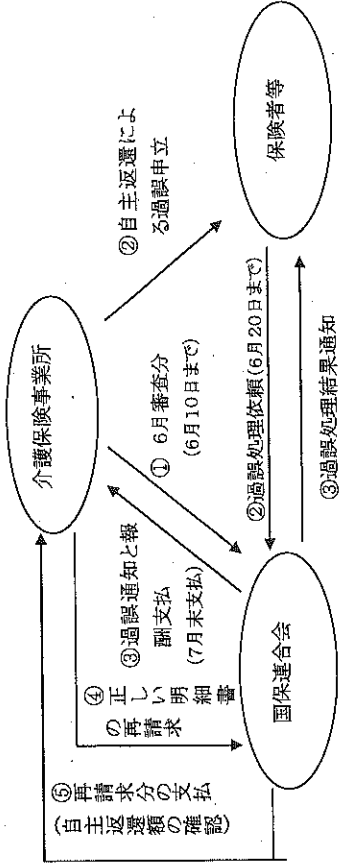
(2) 同月過誤(同月再請求)による処理方法

過誤申立金額が当月請求金額を上回る等返還金額が多大な場合  
 事業所は、過誤申立書「同月再請求分」を保険者に提出し、保険者は毎月5日までに国保連合会に過誤調整を依頼します。また、同時に事業所は、同月の10日までに正しい請求明細書で請求を行います。  
 注: 同月再請求分過誤の取り扱いについては、事前に保険者、国保連合会と調整が必要です。

(3) 処理方法についてのお問い合わせ

- ・指導内容の確認等 京都府健康福祉部介護・地域福祉課 TEL075-414-4672
- ・具体的な処理方法 各保険者介護保険担当課 TEL075-414-4672
- ・その他・処理方法 京都府国民健康福祉部介護課 TEL075-354-9050

3. 過誤処理金額の精査方法（通常過誤）について



- ① 事業所は、平成27年5月サービス提供分（平成27年6月審査分）を6月10日までに国保連合会に請求する。…………… 100万円
- ② 事業所は、平成27年6月20日までに過誤申立を市町村に行う。…………… 20万円  
 （平成27年3月サービス提供分以前の自主返還対象明細書が今回の過誤処理の対象である。上記②では、介護給付費審査決定額が5万円の明細書が4件あった場合を想定しており、過誤処理の単位は、明細書単位となる。なお、自主返還後の正しい明細書の内容は、請求額が4万5千円の明細書が4件であった。）
- ③ 平成27年6月審査分は、平成27年7月末支払いとなるが、その際、審査決定金額100万円から過誤申立のあった20万円を差し引いた80万円が事業所へ支払われる。
- ④ 事業所は、金額確認と同時に「過誤決定通知書」により過誤処理が完了していることを確認後、自主返還後の正しい明細書の内容（請求額が4万5千円）で作成（4件）し、国保連合会へ再提出する。（上記例では、最速で平成27年8月10日請求となる。）
- ⑤ 再度請求のあった請求明細書の支払は、平成27年8月審査分であれば平成27年9月末日に国保連合会から支払われる。なお、再度請求のあった請求明細書の支払分（返還による再請求分…18万円）と平成27年6月審査分に過誤処理で差し引かれた分（返還分…20万円）を相殺すると、自主返還額（▲2万円）となる。

4. 過誤申立書記載の注意点

過誤申立書の「申立事由コード」は、請求明細書の種類を特定する重要なコードです。下記申立対象様式番号等参照し設定ください。

申立事由コード	

申立対象様式番号 申立理由番号

《過誤》申立理由番号

申立理由	コード内容	申立対象項目
02	請求誤りによる実績取り下げ	保険者・公費負担者・事業所から申し立てられる、請求誤りによる取下過誤申立書
12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)	保険者・公費負担者・事業所から申し立てられる、請求誤りによる取下過誤申立書(同月)
99	その他の事由による実績の取り下げ	①その他の取り下げ 保険者・公費負担者から申し立てられるその他の事由による取下過誤申立書 ②京都府等の指導による場合

※ 過誤申立理由番号は通常、『02請求誤りによる実績取り下げ』を設定する。同月処理の「同月再請求分」は、『12請求誤りによる実績取り下げ(同月)』を設定する。ただし、京都府の指導による場合は、『99その他の事由による実績の取り下げ』を設定する。

II. 「介護給付費の請求及び受領に関する届」の変更について

1. 請求者及び受領者(口座名義人)等の変更について  
 保管している「介護給付費の請求及び受領に関する届」の現在の登録内容に赤字で訂正し、早急に国保連合会へ提出ください。「介護給付費の請求及び受領に関する届」の内容に変更がある場合は、すべて提出が必要です。  
 ※ 指定内容に変更がある場合は必ず、『京都府健康福祉部介護・地域福祉課』に届出を行う請求明細書・給付管理票を審査します。  
 請求媒体の変更をする場合は締切日は毎月15日とし、翌月からの適用  
 インターネット請求またはISDN伝送請求への変更は、毎月15日までに「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届」を提出ください。  
 請求媒体以外の変更をする場合は締切日は毎月20日とし、翌月からの適用  
 請求媒体以外の変更は「介護給付費の請求及び受領に関する届」を提出ください。

《過誤》申立対象様式番号

申立対象様式番号	申立対象項目
様式第二 10	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
様式第二の二 11	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
様式第三 21	短期入所生活介護
様式第三の二 24	介護予防短期入所生活介護
様式第四 22	介護老人保健施設における短期入所療養介護
様式第四の二 25	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
様式第五 23	病院・診療所における短期入所療養介護
様式第五の二 26	病院・診療所における介護予防短期入所療養介護
様式第六 30	認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
様式第六の二 31	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
様式第六の三 32	特定施設入所者生活介護(短期利用以外)
様式第六の四 33	地域密着型特定施設入所者生活介護(短期利用以外)
様式第六の五 34	介護予防特定施設入所者生活介護
様式第六の六 35	認知症対応型共同生活介護(短期利用)
様式第六の七 36	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)
様式第六の七 36	特定施設入所者生活介護(短期利用)
様式第六の七 36	地域密着型特定施設入所者生活介護(短期利用)
様式第七 40	居宅介護支援介護給付費明細書
様式第七の二 41	介護予防支援介護給付費明細書
様式第八 50	介護福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
様式第九 60	介護老人保健施設
様式第十 70	介護療養施設

III. 返戻(保留)・減単位通知書について

1. 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表  
提出された請求明細書・給付管理票に不備があった場合、返戻(保留)一覧表でお知らせします。  
エラーコード一覧を参照のうえ誤り箇所を訂正し、翌月正しい請求明細書・給付管理票を再提出してください。

主なエラー例

《共通》

エラーコード	主な例	主な対処方法
12PA	変更申請中、又は決定月に請求	変更申請が決定した翌月に再請求
12PD	認定有効期間外の被保険者	介護保険被保険者証が更新されているか確認し、再請求
12QT	性別又は生年月日の誤り	介護保険被保険者証を確認し、正しい情報で再提出
12Q7	証記載保険者番号誤り(区間異動)	月末時点の証記載保険者番号を記載し、再提出

《給付管理票》

エラーコード	主な例	主な対処方法
ADD0	サービス事業所番号の誤り	正しいサービス事業所の番号で再提出
ADD1	サービス事業所番号・サービス種類の誤り	サービス事業所番号・サービス種類を確認し、正しい番号で再提出
12P4	受給者台帳に登録されている支援事業所と異なる	市町村に支援事業所の届けを提出したか確認し、提出後給付管理票を再提出
ANN0	既に給付管理票があるのに再度、新規の給付管理票を提出	重複であれば再提出の必要なし 修正したい場合は『2:修正』で提出
ANNJ		*『2:修正』はすべてのサービスの事業所の記載が必要
ANN9	新規がないのに修正の給付管理票を提出	『1:新規』で再提出

《給付費明細書》

エラーコード	主な例	主な対処方法
ABB1	明細欄『31』集計欄『34』等	正しく記載し再提出
ABBM	明細欄と集計欄の種類コード不一致	正しく記載し再提出
ABB0	必須項目未設定	正しく記載し再提出
ABBJ	中止年月日に記載あり。中止理由、未記入	正しく記載し再提出
ABE2	実日数が1ヶ月を超えている	実日数を確認し、正しく記載し再提出

13PS	公費負担者番号誤り	公費負担者番号を確認のうえ、再提出
12QA	要支援の被保険者を『様式第2』で請求等、介護度と様式不一致	要介護状態区分ごとの正しい様式で再提出
10QF	要介護1の被保険者を要介護5のサービスコードで請求等、介護度とサービスコードの不一致	要介護状態区分、サービスコードを確認後、正しく記載し再提出
14QR	摘要欄が未設定	厚労省通知の記載要領の摘要欄記載事項に従い、正しく記載し再提出
ASS0	計算誤り(統計・横計誤り)	正しく記載し再提出
ASSA	公費対象単位数誤れ	生保単独受給者は全額公費請求
ATT5	生保単独受給者で保険請求あり	正しく記載し再提出
AEFA	10日に資格喪失で実日数30日等、算定不可	日数・資格等を確認し正しく再提出
AEF0	可能な日数を記載	支援事業所に連絡し、給付管理票が提出されれば復活。再提出の必要なし
保留	給付管理票が未提出、又は返戻になっている	支援事業所に連絡し給付管理票の修正依頼をすること
返戻	査定でエラーがあるもの	支援事業所に連絡し給付管理票の修正依頼をすること
返戻	給付管理票の提出がなく、保留期間(3ヶ月)を経過した場合(他府県被保険者については保留期間なし)	支援事業所に連絡し給付管理票の提出を依頼すること

2. 介護保険審査増減単位数通知書

給付管理票の『給付計画単位数』が請求明細書の『給付単位数』より少ない場合は、その差額を減単位として、給付管理票にサービス事業所の明細がない場合は『0単位』として減単位数通知書でお知らせします。  
減単位が限られている場合、サービス事業所は支援事業所に連絡し、支援事業所は正しい給付管理票を『2:修正』で提出します。国保連合会では、再度給付管理票と突合審査を行い、減単位数は自動復活し、『再審査決定通知書』でお知らせします。この場合、サービス事業所から、請求明細書の再提出は不要です。

IV. 保留分取下げと却下願について

1. 保留分取下げ書について  
保留となった明細書に誤りがあった場合や明細書提出が不要だった場合、保留分取下げ書をご提出ください。当月審査で返戻とします。ただし、保留分取下げができるのは前月審査で保留になった明細書のみです。
2. 却下願について  
1日～10日までに提出した明細書に誤りが見つかった場合、却下願を20日までに直接国保連合会にご提出ください。当月審査で返戻とします。





保険者 → 国保連合会(5日締切)

## 介護給付費過誤申立書 (同月再請求分)

介護給付費審査委員会 殿

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。

平成 年 月 日

保険者番号						
保険者名						
所在地	〒					
電話番号						

事業所番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	申立 事由コード	申立事由
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		
		平成 年 月		

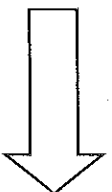




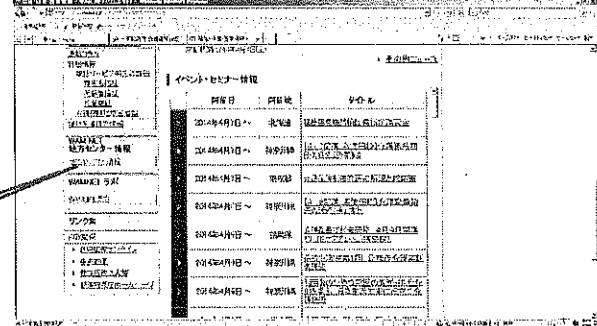
## 参 考 资 料

# 「WAM NET 京都府センター 府からのお知らせ」へのアクセス方法について

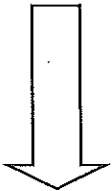
- 「WAM NET」へのアクセス  
(アドレス: <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/popub/top/>)
- ページ左のメニューから「WAM NET地方センター情報」をクリック



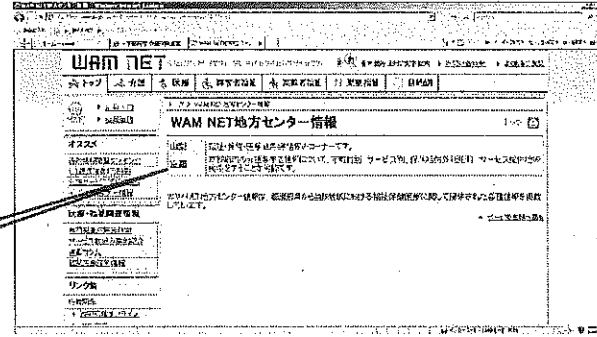
クリック



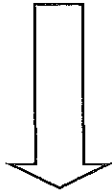
- 「WAM NET地方センター情報」
- 「京都」をクリック



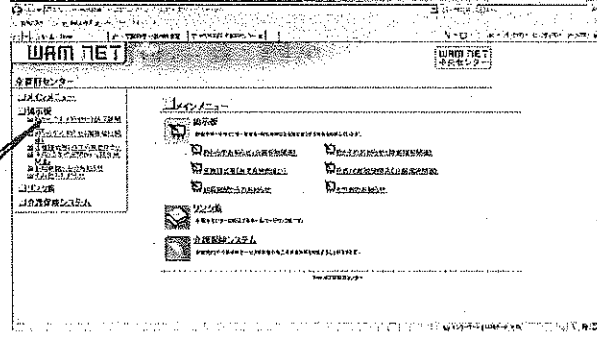
クリック



- 「京都府センター」  
(アドレス: <http://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26ma01ma.nsf/menu?OpenForm>)
- 掲示板の「府からのお知らせ」をクリック

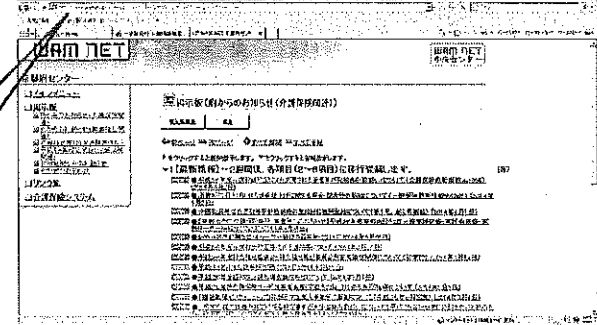


クリック



- 「掲示板(府からのお知らせ(介護保険関連))」  
(アドレス: <http://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26bb01kj.nsf/vWbCategory01?openview>)

お気に入りに登録



## 介護保険事業者指定等の受付窓口

### <申請等受付窓口>

京都市内の事業所については、京都市介護保険課において、京都市以外の市町村に所在する事業所については、事業所所在地を所管する保健所（広域振興局健康福祉部）企画調整室において、受付を行います。

### <京都市及び各保健所の所在地等>

受 付 窓 口	所 在 地
京都市 保険福祉局長寿社会部 介護保険課	受付窓口等詳細は、京都市介護保険課ホームページをご覧ください。
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）企画調整室	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1152 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）企画調整室	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2199 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）企画調整室	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-4301 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）企画調整室	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-4751 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）企画調整室	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 TEL 0773-22-5744 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）企画調整室	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西1499 TEL 0773-75-0805 FAX 0773-76-7746
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）企画調整室	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368

### <各市町村の所管保健所>

保 健 所	市 町 村
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町